

## USPTO の料金設定権限の延長を求める「Study of Underrepresented Classes Chasing Engineering and Science Success Act」が下院司法委で可決

2018 年 9 月 21 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

Steve Chabot 議員（オハイオ州選出、共和党）が 9 月 10 日に下院に上程した「Study of Underrepresented Classes Chasing Engineering and Science Success Act」<sup>1</sup>（略称：SUCCESS Act、法案番号：H.R. 6758）が、9 月 13 日に下院司法委員会において可決された。この法案は、米国特許商標庁（USPTO）の手数料設定・調整権限の 8 年間延長などを提案するもの<sup>2</sup>。

具体的には、リーヒ・スミス米国発明法（AIA）第 10 条(i)(2)を以下のように改正するよう提案している。

現行条文：

AIA 第 10 条(a)に基づき長官が手数料を設定または調整する権限は本法制定日から 7 年後に終了する。

改正案：

AIA 第 10 条(a)に基づき長官が手数料を設定または調整する権限は本法制定日から 15 年後に終了する。

なお、AIA は 2011 年 9 月 16 日に制定されたため、USPTO の手数料設定・調整権限は 2018 年 9 月 16 日に終了している。

（以上）

---

<sup>1</sup> <https://judiciary.house.gov/wp-content/uploads/2018/09/HR-6758.pdf>

<sup>2</sup> この法案は、USPTO の手数料設定・調整権限の延長の他に、中小企業庁長官が USPTO 長官および他機関と共同で以下の調査を行い、法案成立後 6 ヶ月以内に調査結果報告書を両院の中小企業委員会に提出することを提案している。

①特許開発・取得で見られる性別、人種別および所得別格差の理由

②女性、および、社会的または経済的弱者の間で特許取得が増えた場合の便益など